

柏市地域型保育事業設備運営基準条例(平成26年柏市条例第29号)新旧対照表

改正前	改正後
<p data-bbox="300 369 794 477">○柏市地域型保育事業設備運営基準条例 平成26年6月27日 条例第29号</p> <p data-bbox="244 488 504 519">(居宅訪問型保育事業)</p> <p data-bbox="218 530 794 593">第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p data-bbox="244 600 472 631">(1)から(3)まで 略</p> <p data-bbox="244 638 794 875">(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等, 保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し, 居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと本市が認める乳幼児に対する保育</p>	<p data-bbox="908 369 1402 477">○柏市地域型保育事業設備運営基準条例 平成26年6月27日 条例第29号</p> <p data-bbox="852 488 1112 519">(居宅訪問型保育事業)</p> <p data-bbox="826 530 1402 593">第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p data-bbox="852 600 1080 631">(1)から(3)まで 略</p> <p data-bbox="852 638 1402 978">(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は<u>保護者の疾病, 疲労その他の身体上, 精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u>への対応等, 保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し, 居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと本市が認める乳幼児に対する保育</p>